

吉岡孝学位申請論文

『八王子千人同心における身分越境 ―百姓から御家人へ―』

論文の内容の要旨

本論文は、近世に徳川氏が武蔵国八王子に置いた八王子千人同心集団が、百姓身分の武家奉公人として位置付けられながらも、武士の身分表象を事実上獲得していく事象を「身分越境」と捉え、この過程を十八世紀末の寛政期から幕末にかけて論述した著作である。本論文の構成は、序章「身分と八王子千人同心の研究動向」、第一部「八王子千人同心における身分集団の生成と構造」四章、第二部「身分越境における組織と社会の変容」四章、結論、に大別される。

序章では、まず戦後から一九八〇年代までの研究を牽引してきた唯物史論による日本史研究、ことに近世史研究の動向を「基礎構造基礎づけ主義パラダイム」と名付け、身分論が位置づけられなかったと批判する。ついで九〇年代前後か

らの「身分的周縁論」の高まりを「身分周縁論的パラダイム」と呼びその動向に一定の評価を与えるものの、都市社会史の研究進展に対し、武士とその周縁の研究が不十分と示唆する。さらに身体・コミュニケーション的行為・言語行為から、人、家、集団を分析する方法論を提起している。ついで、八王子千人同心の研究史を概観し、彼らを御家人として位置付けた研究を徹底的に批判し、百姓から御家人（＝武士）へと身分を越境した存在と主張しながら、以下の論述を展開する。

第一部は四章で構成され、八王子千人同心が、近世初期に徳川氏の長柄（槍）部隊として武田氏の旧臣を編成されて成立し、千人頭の支配を受けて八王子周辺に散在していたと説明を加え、寛政期以降に千人同心が「御家人＝下級武士」を主張し、家とその利益を守ろうとしながら変質していく姿を描こうとしている。第一章「八王子千人同心における寛政改革の意義」では、近世初期以来の千人同心の展開を整理し、近世初期から彼らの身分が百姓であり武家奉公人として奉公の時だけ帯刀を許されていたと論じる。さらに、十八世紀になると彼

らを支配した八王子千人頭との関係が弛緩していく中で、江戸幕府は十八世紀末の寛政改革以降千人同心への改革を実施し、千人同心に幕府の奉公人としての自覚を促そうとしたが、この改革が彼らに「千人同心＝御家人＝下級武士」であるという言説を成立させ曲解を生じさせたと主張している。また本章では、千人同心が十八世紀以降に姓を名乗ることを主張し、居住する村を支配する代官と対立する姿を描き、後章において十九世紀以降における村と千人同心との対立を検討する前提を掲げている。

第二章「御家人言説の遂行過程」では、まず新見吉治氏の主張を引用して「御家人」を与力以上の下士と規定し、同心以下を武家奉公人と論じ、八王子千人同心が自らを御家人と主張している姿を、同心組頭で地誌学者の植田孟縉の意見書から分析する。それとともに、文政七年の評定所への張訴による「八王子千人同心五十人御咎一件」と、同年に八王子で千人同心が喧嘩した「横山宿狼藉一件」などから、幕府が近世後期に千人同心を武士として処遇することはなかったと論証する。

第三章「八王子千人同心の役職と格式」においては、千人同心の役職を見習・世話役・昇進組頭・旧家組頭・譜代を例にしながら検討して、千人同心たちが世襲化の維持を目指し世話役は平同心の利益を守ろうとし、その結果として平同心の家職化が千人同心組織を変質させたと論じている。第四章「八王子千人同心株売買の実態」では、近世中期から金銭による株売買を重視した従来の研究を批判し、十八世紀前期には株売買が同族団の相互扶助的観点から行われており、十八世紀後半に事実上金銭的な株売買が確認できるが、利殖のための株売買という色彩は希薄であり、十九世紀前期になって利殖のための株売買が確認できるとし、同心株の売買がすべての時期にわたって金銭目的ではなかったと述べている。

第二部は四章により構成され、千人同心が百姓身分から武士身分へと「身分越境」したことにより、千人同心の組織が変化し、地域や百姓との関係に矛盾や対立を惹起し、社会統合が破綻していくと主張する。

第五章「八王子千人組における月番所の成立とその意義」では、千人同心に

扶持米を渡す月番所が、寛政改革以降次第に千人同心の自律性を支える組織として機能していき、彼らが寄合を繰り返しながら生活上のさまざまな問題に対応し、幕末には頭の支配を超えた機能を持ったとする。

第六章「八王子千人組における番組合の成立とその意義」は、八王子だけではなく武蔵南部・相模北部に散在していた千人同心を、寛政期以降地域ごとに五十番に編成した番組合について考察している。千人頭―組頭―同心という支配系統を無視して、地域ごとに数名から三十数名を編成した番組合を、幕府が千人同心に、地域の実情に合わせて相互に臨機応変の対応ができるようにするとともに、徳川家に忠義を誓わせる場としたと論じている。

第七章「千人同心と家・村」では、百姓から千人同心の株を入手した家が、家意識を強く持ち、自家や同族団を発展させようと経済的展開も視野に入れ、一方で武士としての意識を強く持っていたと述べる。他方村はそのような千人同心を包摂しようとするが、彼らは時に名主・百姓と対立し、地域社会の矛盾を深めていった姿を検討する。

第八章「幕末期における社会統合の破綻」では、幕末期の村における千人同心の存在や行為と領主支配との対立・矛盾について分析している。千人同心は、村において宗門人別帳に千人同心の肩書を加えることを要求したり、百姓には許されない長屋門を普請したり、領主からの先納金要求をめぐって対立するなど、領主支配を翻弄し主張を押し通す。これらの事例を検討しながら、著者は千人同心の身分越境が社会統合を破綻させたと主張している。

「結論」では千人同心が百姓から御家人へと身分越境していく過程を概観しながら主張を繰り返すとともに、千人同心が幕末期に洋式銃隊に編成されたことを、組織の近代化に適応したと評価し、その解明を課題として擱筆している。

論文の審査の要旨

八王子千人同心は、近世初期に徳川氏が戦国大名武田氏の旧臣を長柄（槍）部隊として編成したもので、武蔵国八王子および周辺農村に居住した集団であ

る。八王子居住の幕臣千人頭十人の支配を受けて百人ごとに十組に編成され、一組に十人の組頭が居り各九人ずつの平同心を支配した。さらに千人頭は幕府槍奉行の支配を受け、千人同心は近世前期以降には交代で江戸火の番、日光火の番などの勤務に従事していたのである。近世後期に江戸幕府が編纂した『徳川実紀』には「中間」と記され、近世前期には姓がなく、十八世紀ころから苗字を名乗るようになったが、享保期には幕府から公式に姓を名乗る事を禁止された。しかし十八世紀後半には事実上姓を名乗るようになっていた。一方、周辺村落の百姓が同心株を取得していくに従い、居住の範囲が武蔵南西部から相模北部へと広がっていった。本論文の主題は、十八世紀末の寛政改革以降、幕府の統制策と千人同心集団のさまざまな動きによって、千人同心か次第に百姓身分としての武家奉公人から武士身分に「身分越境」していく過程と、それが地域社会や領主支配に影響を及ぼし「社会統合の破綻」になっていったという主張である。ただし全体として主張は明快ではあるが、文章は難解であり文意の取りにくい個所がときに見え、その多くは論証がなく結論につながる部分で

ある。なお著者は、既に『八王子千人同心』（同成社、二〇〇二年）を上梓しており、本論文は前書の主張をさらに精緻に論証した内容となっている。

本論文の序章「身分と八王子千人同心の研究動向」では、戦後から一九八〇年代までの研究を牽引してきた近世史研究の動向を「基礎構造基礎づけ主義パラダイム」と名付け、身分論が位置づけられなかったと批判し、九〇年代前後からの「身分的周縁論」の高まりを「身分周縁論的パラダイム」と呼びその動向に一定の評価を与えながらも、新たな模索を提案する。その整理法は現在までの近世史の研究動向として概ね妥当ではあるが、二つの「パラダイム」の枠組みが同レベルではなく、のちの本論では社会的背景の説明には、「商品経済や市場経済の発展など、具体的な論証のない「基礎構造基礎づけ主義パラダイム」の指標がしばしば引用されている。

本論の第一部「八王子千人同心における身分集団の生成と構造」では八王子千人同心が、寛政期以降に「御家人Ⅱ下級武士」を主張し、家とその利益を守ろうとしながら変質していく姿を描こうとしている。第一章において著者が力

を入れた論述の一つが、寛政改革の中で槍奉行が千人同心を「御家人筋」と表現し、千人同心は自らを「御家人」⇨下級武士と認識するようになったが、これは幕府が承認したものではなかったという主張である。しかし史料には「御家人筋」とあり、これを「御家人筋」とは解釈できない。さらに第二章において、「御家人」は維新前には与力以上で同心は含まれないという新見吉治氏の主張を採用し、千人同心は「御家人」⇨下級武士ではないとして、百姓身分の武家奉公人であるとしている。ただ、批判もある新見氏の説を無批判に取り入れながら、幕府直属の武家奉公人までが御家人であるという木村礎氏の説や明治期の『徳川盛世録』の記事、また近年の小川恭一氏・磯田道史氏などの研究を参照していない。ことに新見氏が御家人は士分以上であるとは明言していないにも拘わらず、御家人は下級武士であるから奉公人身分である千人同心は御家人ではないと断定しているのは、本論文で使用している史料の内容からも矛盾する。本文中には、畳みかけるように千人同心は御家人ではないという主張が続く。奉公人までが御家人であると史料通りに解釈し、千人同心は御家人であるが武士

身分としては扱われなかったと理解すれば、槍奉行の申渡と幕府の方針とが異なるという無理な解釈をしなくても済んだはずである。

一方、武士と認めようとしなない幕府に対し、千人同心がさまざまな機会を通じて武士と主張し、地域を支配する代官や村と対立していく様相は、著者ならでの思いが籠った文脈となっており、また千人同心の株売買が同族団の相互扶助的性格を有していたと論じたところは興味深い観点である。ただ、イエや同族団の実像に関する検討は今後の課題である。

第二部「身分越境における組織と社会の変容」では、近世後期から幕末期にかけて、千人同心が百姓身分から武士身分へと「身分越境」したことにより、千人同心の組織が変化しただけではなく、地域や百姓との関係に矛盾や対立を惹起し、近世における支配体制の「社会統合」が破綻していくと主張しているが、その歴史的展開の過程はおおむね首肯できる内容である。

第五章で扱う月番所の成立を、著者は千人同心の自治の拡大として捉えているが、扶持米配布や法令伝達など支配機構整備といった側面があまり評価され

ず、自治の拡大の実態が見えにくい。他方、第六章で取り上げた番組組合の成立は、千人頭による支配系統とは異なる地域別の編成が行われ、組合が独自に議定書を作成するなどの点から、自治の拡大を積極的に評価してよい事例であろう。第七章では、百姓から千人同心の株を入手した家が、家意識を強く持ち、自家や同族団を発展させようと経済的展開も視野に入れ、一方で武士としての意識を強く持っていたと述べるが、検討された事例の多くはのち同心株を手放して百姓に戻っている。その検討は今後の課題である。千人同心と地域社会との関係に矛盾が深まっていくという提起は重要である。第八章の分析は、史料解釈のわずかな点を除けばおおむね首肯できるが、数例のみの事例で社会統合の破綻を主張するのではなく、社会が如何に変化したのかを示す必要があり、今後の論証の余地が大きい。

また千人同心に関する問題点すべてについて検討したわけではなく、本来の勤務の実態や蝦夷地入植、長州征討・戊辰戦争への対応など、従来の研究で評価されてきた側面は論じられていない。あくまでも千人同心が身分越境を成し

遂げようとした側面だけを検証しようとしているのは、著者の姿勢の表れといえる。さらに、身体・コミュニケーション的行為・言語行為から、人、家、集団を分析すると提起しているが、従来の研究方法・分析の視角と何が異なるのかを明確に示してほしかった。これも今後の課題といえよう。

本論文は課題が多いとはいえ、従来の千人同心研究の視点に真っ向から新たな問題点を提起し、百姓身分から武士身分への身分越境の実態を論じた点は評価できる研究であり、今後近世身分論をはじめさまざまな研究に寄与しうる指摘が各所に存する。また千人同心に関して史料を博搜し、各章に掲げられた史料一覧表は貴重な成果であり、精緻な検討を重ねた論証が多い。よって本論文の申請者吉岡孝は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があるものと認められる。

平成二十九年九月二十五日

主查	國學院大學教授	根岸茂夫	印
副查	國學院大學客員教授	上山和雄	印
副查	東京大學教授	佐藤孝之	印
副查	早稲田大學教授	谷口眞子	印

吉岡 孝 学力確認の結果の要旨

左記四名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試問を行った結果、博士（歴史学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十九年九月二十五日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	根岸茂夫	印
副査	國學院大學客員教授	上山和雄	印
副査	東京大学教授	佐藤孝之	印
副査	早稲田大学教授	谷口眞子	印